

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成25年 2月18日

【会社名】 株式会社ジー・ネットワークス

【英訳名】 G.networks CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿久津 貴史

【本店の所在の場所】 山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地 4

【電話番号】 0836(83)5511（代表）

【事務連絡者氏名】 管理本部長 小西 隆弘

【最寄りの連絡場所】 山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地 4

【電話番号】 0836(83)5511（代表）

【事務連絡者氏名】 管理本部長 小西 隆弘

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債	294,000,000円
第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債	294,000,000円
第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債	294,000,000円
総計	882,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年2月15日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 3 新規発行新株予約権付社債（第3回新株予約権付社債）
 （新株予約権付社債に関する事項）
 新株予約権の行使の条件

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 当社普通株式に係る公開買付けについて

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

- 3【新規発行新株予約権付社債（第3回新株予約権付社債）】
 （新株予約権付社債に関する事項）

（訂正前）

< 前略 >	< 前略 >
新株予約権の行使の条件	1．各本新株予約権の一部行使はできない。 2．本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%以上未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
< 後略 >	< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >	< 前略 >
--------	--------

新株予約権の行使の条件	<p>1．各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2．本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>
< 後略 >	< 後略 >

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 当社普通株式に係る公開買付けについて

（訂正前）

< 前略 >

当社は、平成25年2月15日に開催された当社取締役会において、()本公開買付けにおける買付け等の価格が当社普通株式の市場価格から大幅なディスカウントを行った金額となることから、本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、()上記の点に加えて、当該買付け等の価格は、ジー・コミュニケーショングループ（後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」におけるのと同様の意味を有するものとする。）のスポンサーとなる割当予定先による評価を踏まえ、既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、並びに当社において、本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については株主の判断に委ねることを決議いたしました。

（訂正後）

< 前略 >

当社は、平成25年2月15日に開催された当社取締役会において、()本公開買付けにおける買付け等の価格が当社普通株式の市場価格から大幅なディスカウントを行った金額となることから、本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、()上記の点に加えて、当該買付け等の価格は、ジー・コミュニケーショングループ（後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」におけるのと同様の意味を有するものとする。）のスポンサーとなる割当予定先による評価を踏まえ、割当予定先及び株式会社ジー・コミュニケーションの既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であることから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については株主の判断に委ねることを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書は取得しておりません。